

# 総務政策常任委員会資料

令和3年4月28日（水）

総 合 政 策 部

# 目 次

I	総合政策部幹部職員 .....	1
II	総合政策部の組織 .....	2
III	総合政策部各課の分掌事務 .....	3
IV	令和3年度総合政策部当初予算について	
1	予 算 額 .....	5
2	事業の概要 .....	6
V	その他報告事項	
	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について .....	10

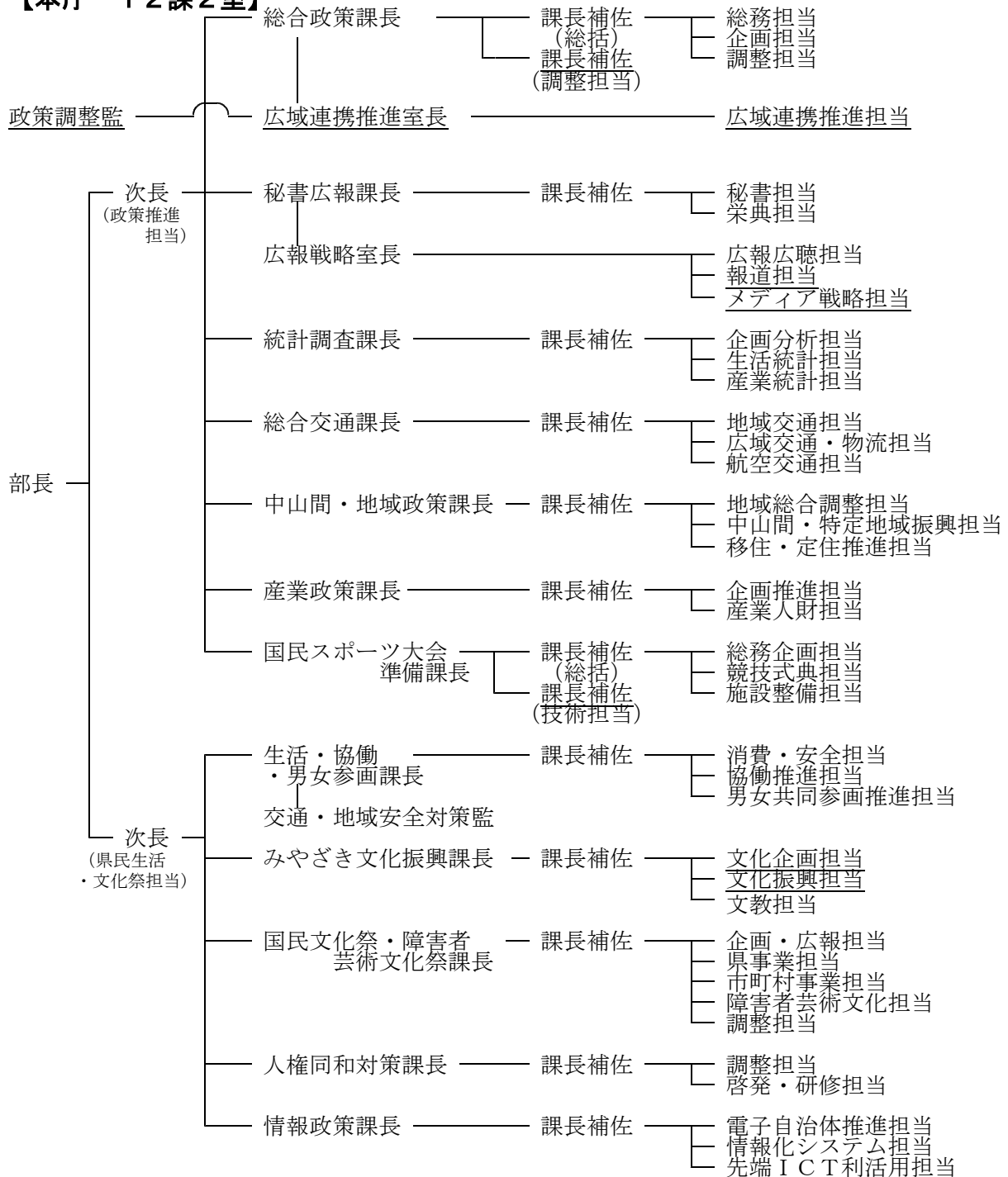
# I 総合政策部幹部職員（令和3年4月1日）

総合政策部長	まつうら なおやす 松浦 直康
政策調整監	わたなべ よしのり 渡辺 善敬
総合政策部次長 (政策推進担当)	うちの こういちろう 内野 浩一朗
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	やの けいこ 矢野 慶子

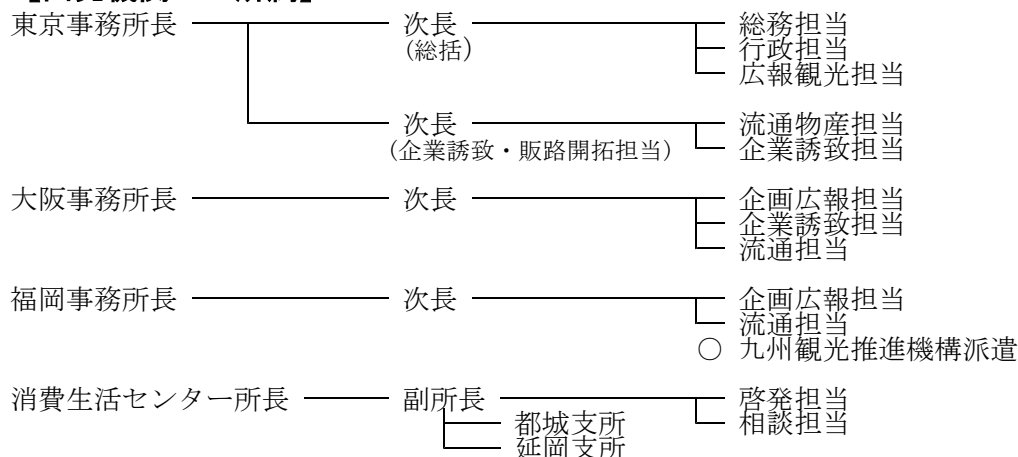
課 名	課 長 等	課長補佐等
総合政策課	課長 だいとう おさむ 大東 収	課長補佐(総括) いき さおり 吉岐 さおり
	広域連携推進室長 こうづま かつあき 高妻 克明	課長補佐(調整) まつだ たかし 松田 隆
秘書広報課	課長 ひらやま ふみはる 平山 文春	課長補佐 きたその たけひこ 北園 武彦
	広報戦略室長 ささき しろう 佐々木 史郎	
統計調査課	課長 こぞの ひろたか 小園 浩孝	課長補佐 しばぶき まさあき 芝吹 政明
総合交通課	課長 たかはし ともひこ 高橋 智彦	副参事兼 課長補佐 おおの まさゆき 大野 正幸
中山間・地域政策課	課長 かわばた てるじ 川端 輝治	課長補佐 さこう しんや 酒匂 晋也
産業政策課	課長 かい しんいちろう 甲斐 慎一郎	課長補佐 いきた ひとし 池北 斉
生活・協働・男女参画課	課長 やまさき ひろのぶ 山崎 博信	課長補佐 おおつぼ ひろこ 大坪 博子
	交通・地域安全 対策監 かわごえ なおみ 川越 直海	
みやざき文化振興課	課長 かわの たつひこ 河野 龍彦	課長補佐 はやしれいこ 林 玲子
国民文化祭・障害者芸術文化祭課	課長 さかもと しゅういち 坂元 修一	課長補佐 ふくざき ひさし 福崎 寿
人権同和对策課	課長 ごとう ひでかず 後藤 英一	課長補佐 ひらた しげき 平田 茂樹
情報政策課	課長 とだか ひろのぶ 戸高 広信	課長補佐 いまむら としひさ 今村 俊久
国民スポーツ大会準備課	課長 いのうえ だいすけ 井上 大輔	課長補佐(総括) まつもと ひろき 松元 弘樹
		課長補佐(技術) たがわ しんじ 田河 眞司

## II 総合政策部の組織

### 【本庁 1 2 課 2 室】



### 【出先機関 4 所属】



### Ⅲ 総合政策部各課の分掌事務

所 属	所 掌 事 務
総合政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県の総合的政策の企画及び調整に関すること。</li> <li>(2) 知事の特命による施策の企画及び調査に関すること。</li> <li>(3) 総合計画に関すること。</li> <li>(4) 政策評価システムに関すること。</li> <li>(5) 庁議、部局長等連絡会議及び地方連絡協議会に関すること。</li> <li>(6) 地方分権の推進に関すること。</li> <li>(7) 地方創生の推進に関すること。</li> <li>(8) 開発事業特別資金に関すること。</li> <li>(9) エネルギーに関すること(他課の主管に属するものを除く。)</li> <li>(10) 部内各課の連絡調整に関すること。</li> <li>(11) 総合計画審議会及び開発事業特別資金審議会に関すること。</li> <li>(12) 東京事務所、大阪事務所及び福岡事務所に関すること(宮崎県東京ビルに関する事務を除く。)</li> <li>(13) 部内各課の総務事務の処理に関すること(総務事務センターの主管に属するものを除く。)</li> <li>(14) 部内の事務で他課の主管に属さないこと。</li> </ol>
広域連携推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 知事会に関すること。</li> <li>(2) 他都道府県との広域的連携の促進に関すること。</li> </ol>
秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行幸、行啓その他皇室に関すること。</li> <li>(2) 儀式に関すること。</li> <li>(3) 叙位及び叙勲に関すること(指導監査・援護課の主管に属するものを除く。)</li> <li>(4) 褒章条例(明治14年太政官布告第63号)に基づく褒章に関すること。</li> <li>(5) 知事表彰に関すること(他課の主管事業に係るものを除く。)</li> <li>(6) 知事及び副知事の秘書に関すること。</li> </ol>
広報戦略室	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報活動に関すること。</li> <li>(2) 広聴に関すること。</li> <li>(3) 県政相談に関すること。</li> </ol>
統計調査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 統計の企画及び分析に関すること。</li> <li>(2) 県統計に関すること。</li> <li>(3) 委託統計に関すること。</li> <li>(4) 他課の統計の調整に関すること。</li> </ol>
総合交通課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合交通対策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(2) 基幹輸送体系の整備促進に関すること。</li> </ol>
中山間・地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合的な地域政策の推進に関すること。</li> <li>(2) 移住及び定住の推進に関すること。</li> <li>(3) 土地対策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(4) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行事務に関すること。</li> <li>(5) 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。</li> <li>(6) 中山間地域振興対策の総合調整に関すること。</li> <li>(7) 水資源対策に関すること。</li> </ol>
産業政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業政策の企画推進に関すること。</li> <li>(2) 産業人財の育成及び確保並びに産学官連携の推進に関すること。</li> </ol>
生活・協働・男女参画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費者行政及び物価対策の総合調整に関すること。</li> <li>(2) 交通安全対策の総合調整に関すること。</li> <li>(3) 交通事故相談に関すること。</li> <li>(4) 安全で安心なまちづくりに関すること。</li> <li>(5) ボランティア活動等に関する施策の総合調整に関すること。</li> <li>(6) 特定非営利活動法人に関すること。</li> <li>(7) 男女共同参画に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>(8) 他課の主管に属さない男女共同参画に関すること。</li> <li>(9) 交通安全対策会議、消費生活対策審議会、消費者苦情処理委員会及び男女共同参画審議会に関すること。</li> <li>(10) 消費生活センター及び男女共同参画センターに関すること。</li> </ol>

所 属	所 掌 事 務
みやざき文化振興課	(1) 文化行政の企画及び総合調整に関すること。 (2) 文化の振興に関すること。 (3) 文化団体の育成及び指導に関すること。 (4) 学校法人に関すること(他課の主管に属するものを除く。) (5) 私立学校(幼稚園を除く。)、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。 (6) 教育大綱及び総合教育会議に関すること。 (7) 宗教法人に関すること。 (8) 私立学校審議会に関すること。 (9) 県立芸術劇場に関すること。
国民文化祭・障害者芸術文化祭課	(1) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭に関すること。
人権同和対策課	(1) 人権に関する施策の総合調整に関すること。 (2) 同和対策行政の総合企画及び総合調整に関すること。 (3) 人権同和問題の県民啓発に関すること。 (4) 地方改善事業に関すること。 (5) 同和対策に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (6) 人権啓発センターに関すること。 (7) 他課の主管に属さない同和対策に関すること。 (8) 犯罪被害者等の支援に係る連絡調整に関すること。
情報政策課	(1) 高度情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 地域情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 (3) 情報通信格差の是正及び地域情報通信基盤の整備に関すること。 (4) 広域行政ネットワークの運営及び管理に関すること。 (5) 行政情報化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 (6) 行政情報化に係るシステム等の整備、管理及び全体最適化に関すること。 (7) 社会保障・税番号制度に係る総合調整及びシステム構築に関すること。
国民スポーツ大会準備課	(1) 国民スポーツ大会の開催準備に関すること。
東京事務所	(1) 中央官庁その他関係機関及び団体等との連絡折衝及び情報収集に関すること。 (2) 県に関する情報の発信に関すること。 (3) 企業立地に関すること。 (4) 観光、MICE、スポーツ合宿等の誘致に関すること。 (5) 県産品の販路拡大に関すること。 (6) 県内への移住及び就職希望者に対する相談業務に関すること。 (7) 宮崎県東京ビルの管理に関すること。
大阪事務所	(1) 国の出先機関その他関係機関との連絡折衝及び情報収集に関すること。 (2) 県に関する情報の発信に関すること。 (3) 企業立地に関すること。 (4) 観光、MICE、スポーツ合宿等の誘致に関すること。 (5) 県産品の販路拡大に関すること。 (6) 県内への移住及び就職希望者に対する相談業務に関すること。
福岡事務所	(1) 国の出先機関その他関係機関との連絡折衝及び情報収集に関すること。 (2) 県に関する情報の発信に関すること。 (3) 企業立地に関すること。 (4) 観光、MICE、スポーツ合宿等の誘致に関すること。 (5) 県産品の販路拡大に関すること。 (6) 県内への移住及び就職希望者に対する相談業務に関すること。
消費生活センター	(1) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関すること。 (2) 消費生活に関する商品テストに関すること。 (3) 商品知識を普及するための商品展示に関すること。 (4) 消費者啓発に関すること。 (5) 消費者生活に関する各種広報に関すること。

## IV 令和3年度総合政策部当初予算について

### 1 予算額

(一般会計)

(単位:千円、%)

所属名	当初予算額	令和2年度 当初予算額	対前年度	
			増減額	率
総合政策課	756,580	1,009,092	▲ 252,512	75.0
秘書広報課	532,873	504,413	28,460	105.6
統計調査課	334,805	837,740	▲ 502,935	40.0
総合交通課	1,533,968	1,013,634	520,334	151.3
中山間・地域政策課	837,538	767,988	69,550	109.1
産業政策課	1,029,353	467,582	561,771	220.1
生活・協働・男女参画課	463,719	458,984	4,735	101.0
みやざき文化振興課	8,820,860	8,489,043	331,817	103.9
国民文化祭・障害者 芸術文化祭課	301,400	1,074,803	▲ 773,403	28.0
人権同和対策課	125,525	132,871	▲ 7,346	94.5
情報政策課	1,551,153	1,253,347	297,806	123.8
国民スポーツ大会準備課	2,242,500	2,241,518	982	100.0
計	18,530,274	18,251,015	279,259	101.5

(開発事業特別資金特別会計)

総合政策課	21,036	10,528	10,508	199.8
-------	--------	--------	--------	-------

(一般会計+特別会計)

総合政策部合計	18,551,310	18,261,543	289,767	101.6
---------	------------	------------	---------	-------

## 2 事業の概要

### 令和3年度 重点施策関連事業（総合政策部）

#### 1 コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり

##### ㊦戦略的広報強化事業(秘書広報課広報戦略室) 12,000千円

新型コロナウイルス感染症拡大など危機事象の中で県民の安全・安心を守るとともに、＜ポストコロナ＞の新しい時代において本県が「選ばれる地域」となるため、広報に関する専門的な知識・経験を有する民間事業者と連携しながら、戦略的広報の強化を図る。

##### ○宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業(中山間・地域政策課) 76,353千円

都市部から県内への移住・定住を促進するため、本県出身者を含む県外在住者に対する移住・求人情報の提供や「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」の設置・運営による相談対応、県外での相談会開催、市町村事業への支援等を行う。

##### ○わくわくひなた暮らし実現応援事業(中山間・地域政策課) 120,069千円

県外からの一層の移住促進を図るため、市町村と連携し、本県への移住者に対する移住支援金の給付等を行う。

##### ㊦移住者受入環境整備・情報発信強化事業(中山間・地域政策課) 66,853千円

本県への移住を促進するため、貸出可能な空き家の掘り起こしや市町村によるサブリース事業を促進するとともに、「サーフィン」や「農業」など本県らしい「新しい暮らし方」をパッケージ化し情報発信を行う。

##### ㊦地方回帰関係人口創出・拡大事業(中山間・地域政策課) 13,707千円

将来的に移住につながる関係人口の創出・拡大を図るため、リモートワーク体験を実施するほか、大都市圏のスポーツ施設のイベント等で本県ならではの暮らしの魅力の発信等を行う。

##### ㊦プラスデジタル推進事業(産業政策課) 77,000千円

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きく変化している社会・経済を取り巻く環境に対応するため、新たな分野におけるデジタル化の取組支援や、継続的なイノベーションの推進に必要となる産業人財及び企業の育成に取り組む。

##### ㊦日本一の「マイナンバーカード県」取得促進強化事業(情報政策課) 21,007千円

「デジタル社会のパスポート」とも言われるマイナンバーカードの普及を図るため、市町村、事業者団体等と連携して、広報や街頭啓発等を実施する。

##### ㊦行政手続オンライン化推進事業(情報政策課) 19,372千円

社会全体のデジタル化の進展が求められる中、県民の利便性の向上及び行政の効率化を図るため、行政手続のオンライン化をはじめとするデジタル・ガバメントを推進する。

##### ㊦地域密着型NPO社会貢献活動促進事業(生活・協働・男女参画課) 6,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域社会において生じた様々な課題や新たなニーズに対応した社会貢献活動を実施するNPO法人の取組を支援する。



## 2 将来を支える人財づくり

- ⑧中山間地域人財育成環境整備モデル事業(中山間・地域政策課) 3,499千円  
中山間地域における人材の確保・育成を図るため、中山間地域と都市部の間で相互人材交流による研修環境の整備を支援する。
- みやざき産業人財確保支援基金事業(産業政策課) 24,020千円  
宮崎の将来を担う産業人財の県内定着を図るため、県内に就職した若者に対し、県内企業等と連携を図りながら奨学金返還を支援する。
- 地域密着型IT人材育成事業(産業政策課) 20,311千円  
デジタル化による産業・社会の変革を支えるIT人材の育成・定着を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で休職・離職した者を主な対象として、IT技術の習得から県内企業への就職までを一貫して支援する。
- ⑨私立学校ICT教育設備整備支援事業(みやざき文化振興課) 49,423千円  
新型コロナウイルス感染症拡大時にも遠隔授業等の実施によって児童生徒の学びを保障し、学習活動を一層充実させるため、私立学校におけるコンピュータ端末や高速通信環境の整備を支援する。
- ⑩先端ICT人材育成事業(情報政策課) 8,092千円  
AIやIoT、ロボットなど先端ICTがもたらす豊かな生活を実現するため、先端ICTの基礎を学び、活用・普及できる人材を育成する。

## 3 地域経済をけん引する産業づくり

- ⑪「ひなたの芽吹き」ビジネスシーズ発掘支援事業(産業政策課) 15,000千円  
新型コロナウイルス感染症の影響により県内経済が大きな打撃を受けている中、県内経済の活性化を図るため、県内企業や団体等がナンバー1やオンリー1を目指して取り組むプロジェクトを募集し、新たなビジネスの種となりうるプロジェクトに対して支援を行う。
- ポストコロナを切り開く新たなフードビジネス支援事業(産業政策課) 415,000千円  
ポストコロナ社会においてフードビジネス産業の生産性向上を図るため、食品製造事業者が新たな生活様式やデジタル化に対応するための設備機器導入等への支援を行う。
- ⑫中山間地域経済循環促進事業(中山間・地域政策課) 12,601千円  
人口減少や少子高齢化の進む中山間地域の産業振興を図るため、中山間地域産業振興センターを設置・運営するとともに、特定地域づくり事業協同組合設立に向けた準備・調整に対する支援を行う。
- みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費(産業政策課) 254,444千円  
若者の県外流出の抑制と県内企業への就業拡大を図るため、産学金労官が連携し、県内企業への就職促進や魅力ある職場づくり、産業人財の育成等に取り組む。

㊦地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業(産業政策課) 27, 244千円  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた産業の再生を図るため、業種転換や多角化等により  
離職者、求職者を受け入れる雇用の場の創出や雇用の維持につながる取組を行う団体・事業者を  
支援する。

#### 4 魅力あふれる「選ばれる」地域づくり

○「アーツカウンシルみやざき」機能拡充事業(みやざき文化振興課) 10, 662千円  
地域の特色ある文化芸術の発展を図るため、アーツカウンシルみやざきにおいて、県内文化芸  
術団体へのアドバイスや人材育成の支援、地域とのネットワークの強化によるまちづくり等様々  
な分野の施策との有機的な連携を調整・支援する。

㊧「神話の源流 みやざき」記紀の文化資源活用推進事業(みやざき文化振興課)  
8, 682千円  
記紀編さん1300年記念事業によって掘り起こし、磨き上げてきた神話、神楽等記紀ゆかり  
の文化資源を最大限活用し、新たな時代における人づくりや観光誘客、関係人口の創出を図るた  
め、講座等を開催するとともに、市町村の主体的取組を支援する。

○国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭開催事業(国民文化祭・障害者芸術文化祭課)  
111, 591千円  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け令和3年度に延期となった「国民文化祭」及び「全  
国障害者芸術・文化祭」の開催に当たり、文化振興に携わる行政や文化施設、文化団体、NPO、  
学校等が連携しながら、大会の準備及び運営を行うことで、将来の文化活動を担う人材育成を図  
るとともに、障がいのある人もない人も共に楽しみ、互いに人格や個性を尊重しあう共生社会を  
実現する。

○国民スポーツ大会事業(国民スポーツ大会準備課) 2, 111, 802千円  
我が国最大のスポーツの祭典である「第81回国民スポーツ大会」の本県開催に向けた準備を  
着実に行うとともに、県有スポーツ施設の整備を計画的に進める。

○バス路線運行維持対策事業(総合交通課) 224, 650千円  
県内地域間の幹線的バス路線の維持・確保を図るため、運行費等を支援する。

㊨広域的移動手段確保支援事業(総合交通課) 106, 240千円  
地域間を結ぶ広域的な移動手段を確保するとともに、地域の交通需要に応じた最適な運行形態  
等を構築する取組を支援する。

○持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業(総合交通課)  
72, 900千円  
地域間の幹線的バス路線等の維持と併せて地域内での移動手段の確保対策を総合的に進め、安  
心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの再構築等を促進する。

○広域物流網利用促進事業(総合交通課) 12, 453千円  
広域物流網の維持・充実及び物流の効率化を図るため、陸上トラック輸送から本県発着の海上  
定期航路又は鉄道にシフトした貨物に対する支援を行うことで、他航路からの荷寄せ・陸送から  
の転換等を促進する。

**㊫長距離フェリー下り荷確保支援事業(総合交通課) 21,000千円**

令和4年に新船が就航する長距離フェリー航路を長期的かつ安定的に維持するため、課題である下り荷確保の取組に対し支援する。

**㊫長距離フェリー旅客利用促進事業(総合交通課) 15,864千円**

長距離フェリー旅客の利用増による航路の安定化と本県観光の推進を図るため、令和4年の新船就航に向けた情報発信活動等を支援する。

**㊫「みやぎの空」航空ネットワーク維持・活性化事業(総合交通課) 76,165千円**

本県にとって欠くことのできない交通基盤である航空ネットワークの維持・充実を図るため、利用促進や航空会社等への要望活動、新規路線の誘致等を行う。

**○公共交通事業者等特別利子補給事業(総合交通課) 39,633千円**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者が著しく減少し極めて厳しい経営環境にある公共交通事業者等の資金繰りを支援するため、事業継続のための金融機関からの資金借入に対して利子補給を実施する。

**㊫公共交通需要回復プロジェクト事業(総合交通課) 398,686千円**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている県内公共交通機関について、GoToトラベル終了後の需要低下を抑えるため、「みやぎ、のってん！プロジェクト」を継続して実施し、県外旅行をする県民に対して運賃割引等を行う。

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について

中山間・地域政策課

## 1 概要

令和3年3月31日をもって「過疎地域自立促進特別措置法」が失効し、これに替わる新たな法律として令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」が施行された。

新過疎法に基づき、引き続き総合的かつ計画的な過疎対策を実施する。

## 2 新たな過疎地域

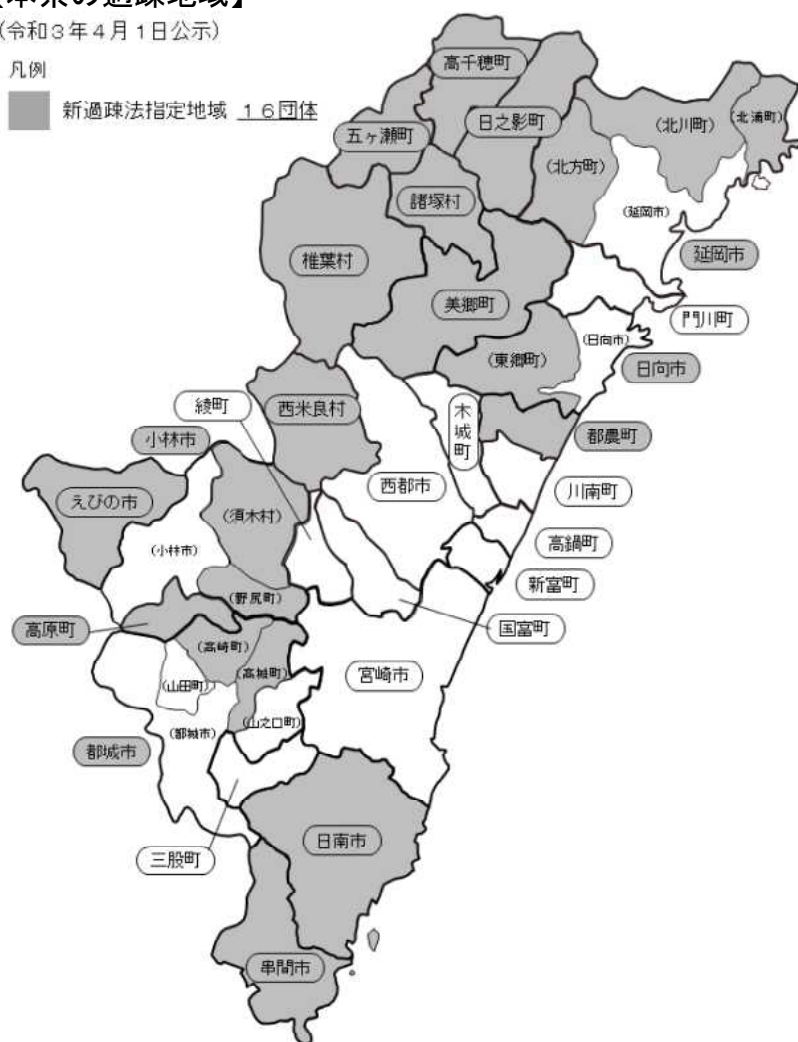
新過疎法に基づき、市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」で判定を行い、令和3年4月1日に新たな過疎地域が公示された。

### 【本県の過疎地域】

(令和3年4月1日公示)

凡例

■ 新過疎法指定地域 16団体



(旧過疎法) 17団体



(新過疎法) 16団体

・追加：旧高城町（都城市）

・卒業：木城町

※6年間の経過措置あり（過疎債等）

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年6月 県議会6月定例会

- 「中山間地域振興条例」改正議案の提出 -

- 「宮崎県過疎地域持続的発展方針(案)」策定の報告 -

7月 上記「過疎県方針(案)」主務大臣協議、同意を得て策定完了へ

9月 市町村議会9月定例会 - 「過疎市町村計画(案)」の提出 -

県議会9月定例会 - 「過疎県計画(案)」策定の報告 -